

入札参加者 様

令和 7 年度以降の建設工事における入札制度等について

本市の入札制度につきましては、これまでも、様々な改善に取り組んで参りましたが、その透明性、競争性及び公平性のより一層の向上を図るとともに市内業者等の受注機会の確保・増大を目的とし、入札契約の手続を次のとおりとします。

1. 年間受注件数制限及び同日落札数制限(取りぬけ)を制度化しました

平成 22 年度から試行してきた「年間受注件数制限」及び「同日落札数制限(取りぬけ)」について、試行運用であったものを運用基準として定着したことから本格運用基準として制定しました(令和 7 年 4 月 1 日施行)。

なお、必要に応じて改正は行っていきます。

(1) 年間受注件数制限の運用基準

年間受注件数制限については、入札契約課で発注する土木一式工事(下水道工事含む)に係る A 等級を対象とした案件とし、年間 4 件までとする。

ア 年間受注件数の適用期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとし、契約日により判断する。

イ 共同企業体による工事については、各構成員全てに 1 工事につき 1 件を加えるものとする。

ウ 随意契約工事、災害復旧工事及び除雪支援策の対象工事は含まないものとする。

[年間受注件数の制限方法]

<一般競争入札の場合>

(ア) 入札参加資格確認申請から入札参加資格確認通知までの間に、年間受注件数の上限に達した者は、「参加資格なし」として確認通知書を発行する。

(イ) 入札参加資格確認通知から開札までの間に、年間受注件数の上限に達した者は、「資格取消し」とする。

(ウ) 開札時点で、年間受注件数の上限に達している者の行った入札は「無効」とする。

(エ) 落札決定後、契約の締結までの間に年間受注件数の上限に達していることが判明した場合は、落札決定を取消す。この場合、次順位の落札候補者を落札者に決定する。

(2) 同日落札数制限（取りぬけ）の運用基準

同日落札数制限については、同一日に開札する次に掲げる対象案件の区分ごとに、落札件数を1業者1件とする。

【対象案件】

- ア 土木一式工事（下水道工事含む）のA等級の案件
- イ A等級の除雪支援策工事
- ウ 土木一式工事（下水道工事含む）のB等級の案件で設計金額1,000万円以上のもの
- エ 水道施設工事のA等級の案件
- オ 上記以外で市長が必要と認めた工事

[同日落札制限の方法]

- (ア) 同日に開札する工事で、先に開札した工事の落札者は「取りぬけ」とし、その後の入札案件で行った入札は「無効」とする。
- (イ) 同日に開札する複数の同種工事の入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事については、同日落札数制限対象から除外することができるものとする。
- (ウ) 災害復旧工事及び共同企業体の対象工事は含まない。
- (エ) 発注者の都合により取りぬけ対象工事の入札を中止し、後日、同一等級で再度の入札を実施する場合には、中止前の開札日での同日落札数制限（取りぬけ）の対象として、中止前の開札日に予定価格が高い他の取りぬけ対象工事を落札した者は、再度の入札への参加は不可とする。
- (オ) 再度の入札において設計金額に応じた発注等級区分が中止前の等級区分と異なる場合は、新たな工事発注として取扱う。

2. 入札に係る指名停止措置について

令和6年5月1日以降に開札する入札案件から、資格確認通知または入札通知を受けた場合に、過去2カ年に2回、正当な理由なく入札に参加しなかった時は、「京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱」に基づき1カ月の指名停止としています。

入札に参加しない場合は、必ず辞退届を提出してください。

なお、過去2カ年に2回の回数の数え方は、入札案件ではなく、入札日を単位として数えます。

3. 入札辞退届の取り扱いについて

電子入札システムの機能改修により、辞退届の電子提出の際に備考欄に任意の文言の入力が可能となっています。辞退される場合は、電子入札システムにおいて備考欄に辞退する具体的理由を入力した辞退届を電子提出していただければ、書面での辞退届の提出は不要です。（電子提出さ

れた辞退届に具体的理由の入力が無い場合は、書面での辞退届を入札事務関係職員が指示する方法で提出していただく必要があります)

4. 市内業者優先発注等について

本市発注工事の施工に際し下請発注する場合、又は施工に必要な建設資材や建設機器等を購入又は借入する場合は、できる限り京丹後市内の業者を活用いただきますよう配慮願います。

5. 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾を延長しています

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が極めて厳しい状況に直面していることを受け、建設業の資金調達の円滑化に向け、京丹後市が発注した工事について、国土交通省の創設した「地域建設業経営強化融資制度」の利用が図れるよう、工事請負契約書に基づく請負代金額の債権譲渡の承諾について行ってきましたが、同制度を利用できる期間が延長となっておりますので、京丹後市でも同制度が引き続き利用できるよう、債権譲渡の承諾について延長して行います。

(1) 制度の概要

工事の出来高部分	一般財団法人建設業振興基金の債務保証により債権譲渡先が行う転貸融資
工事の出来高を超える部分	保証事業会社の債務保証により金融機関の判断で直接行う融資（ただし、前払金保証契約を締結した工事が対象）

(2) 対象となる工事

京丹後市が発注した請負代金額が130万円を超える工事を対象とします（複数年度にわたる工事は、最終年度であって、かつ、年度内に終了が見込まれる場合又は債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事のみ対象）。

(3) 運用期限

令和8年3月31日まで